

令和2年5月8日

小・中学校保護者 様

新居浜市教育委員会
教育長 高橋 良光

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の延長について

5月4日（月）に緊急事態宣言の延長が発表されたことを受け、県知事より県立学校における再開に向けた対応が発表されました。

つきましては、新居浜市教育委員会として、5月11日（月）から5月24日（日）まで、新居浜市のすべての小中学校の臨時休業を延長することといたします。

児童生徒の健康安全を最重視し、このような決定となりましたことについて、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

4月21日（火）から始まった今回の臨時休業ですが、多くの方々が感染拡大防止のための行動に努めていただいたおかげで、新居浜市では新たな感染者が確認されておりません。児童生徒及び保護者の皆様、地域住民の皆様には、心より感謝申し上げます。

学校再開まであと一歩というところまで来ております。引き続き、ご家庭においても、「うつらないよう自己防衛」、「うつさないよう周りに配慮」、「不要不急の外出自粛」等の行動を徹底していただきますようお願いいたします。

1 臨時休業期間中の登校日について

- 全校登校日と分散登校日（グループ別の登校）を実施します。
- 登校日は授業日ではないため、登校しなくても「欠席」にはなりません。ただし、登校しない場合は、学校までご連絡ください。
- 全校登校日（午前中登校、給食なし）は、小学校が5月12日（火）、中学校が5月11日（月）です。分散登校の方法などについて説明します。
- 分散登校日は、Aグループが5月13日（水）と20日（水）、Bグループは14日（木）と21日（木）となりますが、グループ分けについては学校により方法が異なりますので、各学校から連絡します。
- 小学校と中学校にきょうだいが在籍しており、分散登校日がずれているために年少者を小学校での「児童預かり」に依頼せざるを得なくなる場合は、個別に中学生の登校日振替などの対応も考えられますので、中学校までご相談ください。

2 学習について

- 分散登校には、学習課題（予習を含む宿題）に関する指導を行います。正規の授業ではありません。
- 学習課題は週ごとに提示します。教科書などを活用し、予習も含めて学習を進めてください。保護者の皆様のご協力をお願いします。
- 文部科学省や県教委がHP上で提供している教材等も活用してください。

3 児童生徒の生活指導について

- お子様には、感染防止のための休業だという意識を徹底させ、自宅で学習や読書をして過ごし、不要不急な外出は極力避けるようお願いいたします。保護者同伴の外出はこの限りではありませんが、ご協力をお願いいたします。

4 休業中の健康観察について

- お子様やご家族に激しい咳症状や発熱等があった場合、『帰国者・接触者相談センター(089-909-3483)』または、かかりつけ医などに電話相談を行った後、速やかに学校にご連絡をお願いいたします。
- 毎朝の検温、健康観察を必ず実施してください。

5 部活動等について

- 臨時休業期間中は活動中止といたします。スポーツ少年団も同様です。

6 放課後児童クラブ開設について

- 放課後児童クラブについては、通常どおり開設します（15時～18時）。ただし、大人数での活動は感染症防止の観点から望ましくないため、家庭で対応できる場合は、利用の自粛をお願いいたします。新たに利用を希望される場合や利用期間を変更される場合は、放課後児童クラブに申請してください。
- 放課後まなび塾は中止いたします。

7 学校での児童の預かりについて

- 臨時休業期間中に、保護者が仕事などの理由で昼間不在となり、一人で家庭生活を送ることになる小学生を学校でお預かりいたします。実施要項をご確認の上、各学校に申込みを行ってください。

8 学校開放について

- スポーツ少年団・サークル等への学校開放は行いません。

9 その他

- 多喜浜小学校、浮島小学校は、1クラスの児童数が少なく、分散登校を実施しなくても「密」を防ぐことができるため、分散登校とはなりません。
- 別子小・中学校は、別子在住の児童生徒は別子小・中学校で、立志寮生については角野中学校で、場所を変えての分散登校（5月13日、20日）となります。
- 5月25日（月）以降の対応等については、各学校のホームページやマチコミメールでお知らせいたします。
- 臨時休業に伴い、不足する授業については、今後、夏季休業等を活用するとともに、学校行事の精選を図ることにより、授業補充に努めます。
- 新居浜市及び近隣自治体での感染状況の変化に伴い、学校再開や臨時休業に関して対応が変更になる場合がありますのでご了承ください。